

事業承継と民法＜遺留分＞

『事業承継を円滑に行うための 遺留分に関する民法の特例』

相続までに
自社株の価値が上昇すると、
想定外の遺留分の
主張を受けないか心配だ。

後継者に
自社株や事業用資産を贈与したが、
相続紛争が心配だ。

民法の
遺留分の事前放棄は
利用しにくい。

相続紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止でき、
後継者にスムーズに事業を承継できます！

1. 事業承継における遺留分の問題

先代経営者(例えば父)が、生前贈与や遺言によって後継者(例えば長男)に自社株式・事業用資産を集中させ、会社や個人事業の経営を承継させようとしても、うまくいかない場合があります。

それは、相続人には原則として「遺留分」があるからです。

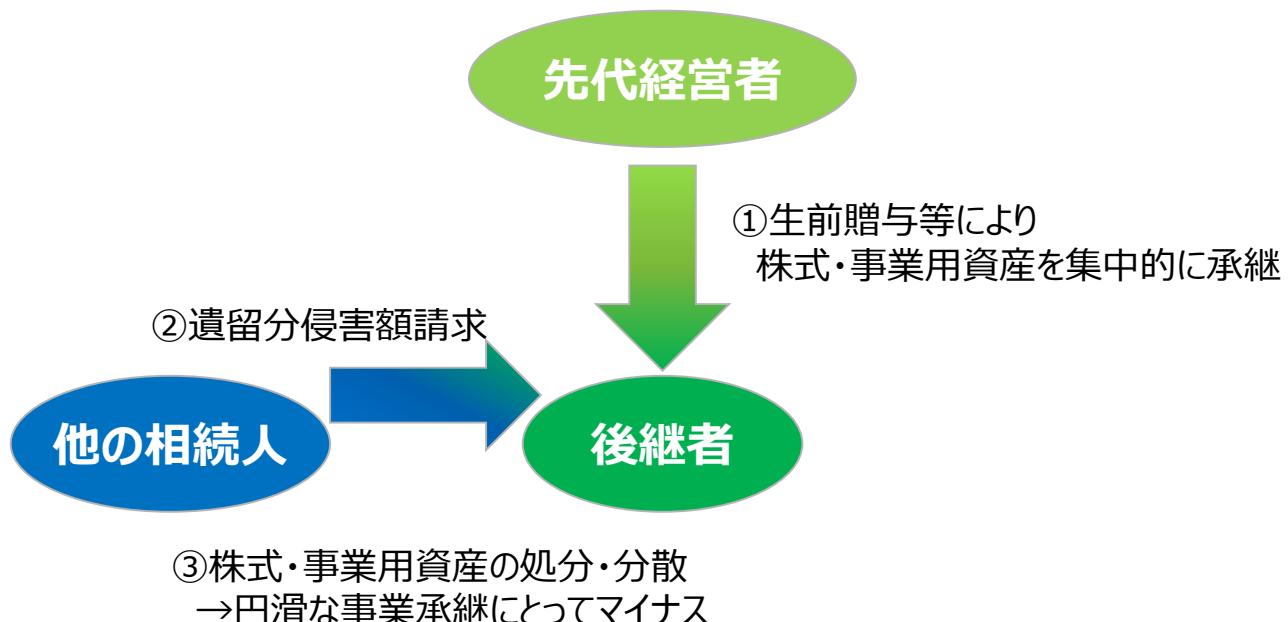
「遺留分」とは

原則として、自分の財産はどのように処分するのも自由ですが、民法は、遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人(兄弟姉妹及びその子を除く。)に最低限の相続の権利を保障しています。これが「遺留分」です。

他の相続人が過大な財産を取得したため自己の取得分が遺留分よりも少なくなってしまった(つまり遺留分が侵害された)場合には、遺留分侵害額に相当する金額の支払いを請求することができます。

各相続人の遺留分の額は、遺留分を算定するための財産の価額(相続財産額に一定の生前贈与財産額を加え、負債額を差し引いた金額)に遺留分の割合(原則2分の1。父や母だけが相続人の場合は3分の1)を掛け、さらに法定相続分を掛けて算出します。

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式・事業用資産を集中させて承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分侵害額に相当する金額の支払いを求められた結果、自社株式や事業用資産を処分せざるを得なくなりそれらが分散してしまうなど、事業承継にとっては大きなマイナスとなる場合があります。



2. 遺留分による紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止するための対応策

1. のような遺留分の問題に対処するため、経営承継円滑化法は、「遺留分に関する民法の特例」(以下「民法特例」といいます)を規定しています。会社又は個人事業の経営を承継する際、この民法特例を活用すると、後継者を含めた先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、

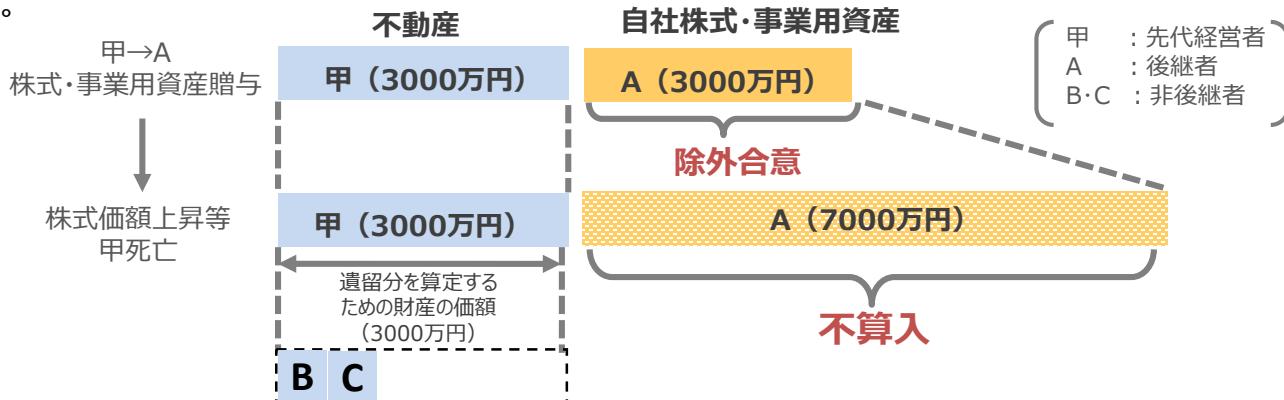
①遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)、又は

②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)(※)をすることができます(両方を組み合わせることも可能です)。

(※) 会社の自社株式の場合のみ利用可能。なお、固定する合意時の時価は、合意の時における相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。評価方法の考え方、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>)をご参照下さい。

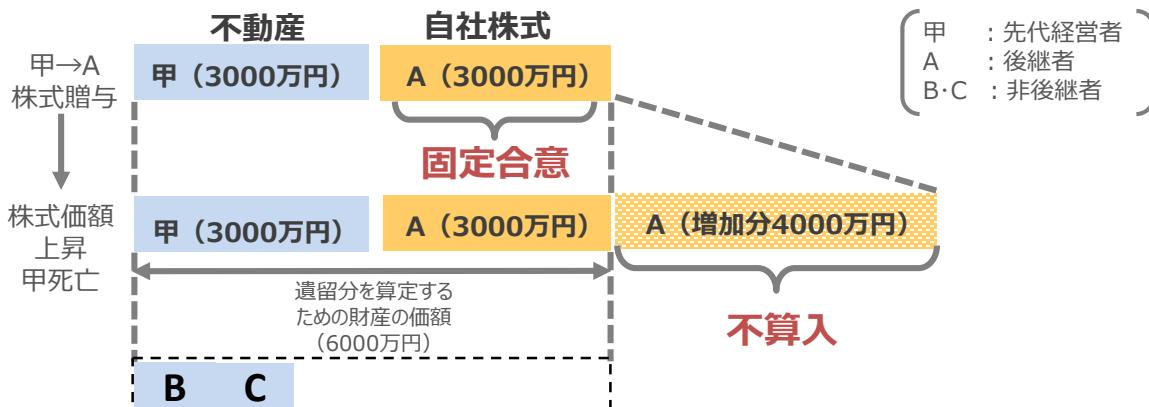
①除外合意

後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができないくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。



②固定合意 ※会社のみ利用可能

自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。



他にも方法はあるのですが……「遺留分の事前放棄」

民法でも、遺留分を有する相続人が、被相続人の生前に自分の遺留分を放棄することによって、相続紛争や自社株式・事業用資産の分散を予め防止することができます。

ただし、被相続人の生前に遺留分を放棄するには、各相続人が自分で家庭裁判所に申立てをして許可を受けなければならず負担が大きいこと、また、家庭裁判所による許可・不許可の判断がバラバラになる可能性があることなどから、自社株式・事業用資産の分散防止対策としては実際上は利用しにくくなっています。

3. 民法特例を受けるために行うこと

民法特例を利用するには、会社の経営の承継の場合と個人事業の経営の承継の場合の別に応じて、以下のそれぞれの要件を満たした上で、「推定相続人全員及び後継者の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。

会社の経営の承継の場合

① 会 社	<ul style="list-style-type: none">中小企業者であること。合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
② 先代経営者 (旧代表者)	<ul style="list-style-type: none">過去又は合意時点において会社の代表者であること。
③ 後継者 (会社事業後継者)	<ul style="list-style-type: none">合意時点において会社の代表者であること。先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。※推定相続人以外の方も対象となります。

個人事業の経営の承継の場合

① 先代経営者 (旧個人事業者)	<ul style="list-style-type: none">合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者であること。後継者に事業の用に供している事業用の全てを贈与したこと。
② 後継者 (個人事業後継者)	<ul style="list-style-type: none">中小企業者であること。合意時点において個人事業者であること。先代経営者からの贈与等により「事業用資産」を取得したこと。

(1) 推定相続人全員及び後継者の合意

民法特例を利用するためには、先代経営者の推定相続人全員(但し、遺留分を有する者に限る)及び後継者で合意をし、合意書を作成することが必要です。

<合意書の主な記載事項>

- 合意が後継者の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること。
- 後継者が先代経営者から贈与等により取得した自社株式・事業用資産の価額について、遺留分の計算から除外する旨(除外合意)、又は、遺留分の計算に算入すべき価額を固定する旨(固定合意。会社の経営の承継の場合のみ可。)
- 後継者が代表者でなくなった場合などに、後継者以外の者がとれる措置。
- 必要に応じ、推定相続人間の衡平を図るための措置。

(2) 経済産業大臣の確認

後継者は、上記（1）の合意をした日から1ヶ月以内に「遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書」に必要書類を添付して経済産業大臣に申請する必要があります。

申請書の提出先は、経済産業省中小企業庁事業環境部財務課です。

◎会社の経営の承継の場合

主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 確認申請書 <input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておくと、確認書と一緒に交付が受けられます。 <input type="checkbox"/> 合意書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社等でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 先代経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可） ※先代経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。 <input type="checkbox"/> （固定合意の場合のみ）税理士等の証明書

◎個人事業の経営の承継の場合

主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 確認申請書 <input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておくと、確認書と一緒に交付が受けられます。 <input type="checkbox"/> 合意書	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 ※後継者分を提出しない場合は、後継者の住民票の写しを併せて提出 <input type="checkbox"/> 先代経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可） ※先代経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。 <input type="checkbox"/> 認定支援機関の確認書 ※合意の対象とした事業用資産が、贈与の直前まで先代経営者の事業の用に供されていたこと及びその資産を後継者が事業の用に供することの確認 <input type="checkbox"/> 先代経営者の3年分の確定申告書

※戸籍謄本等については、家庭裁判所の許可申立てにおいても添付書類とされているため、経済産業大臣に対して確認の申請をする際には、その原本の還付を受けておくことをおすすめします。

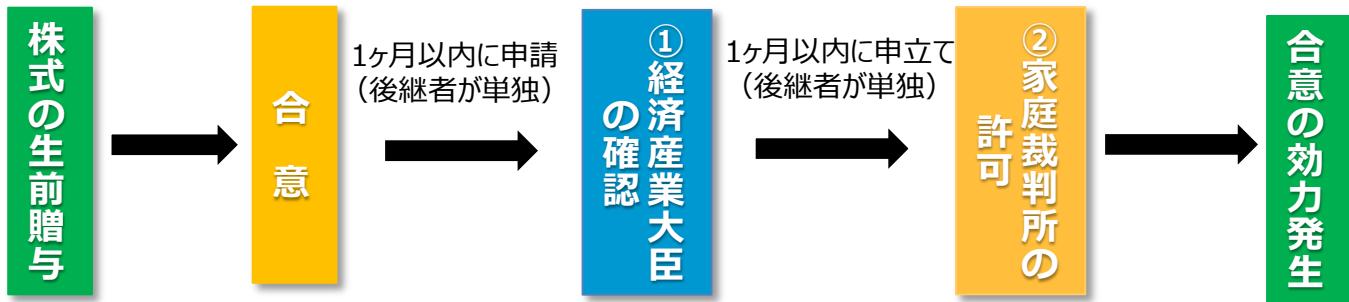
(3) 家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所（※）に「申立書」に必要書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

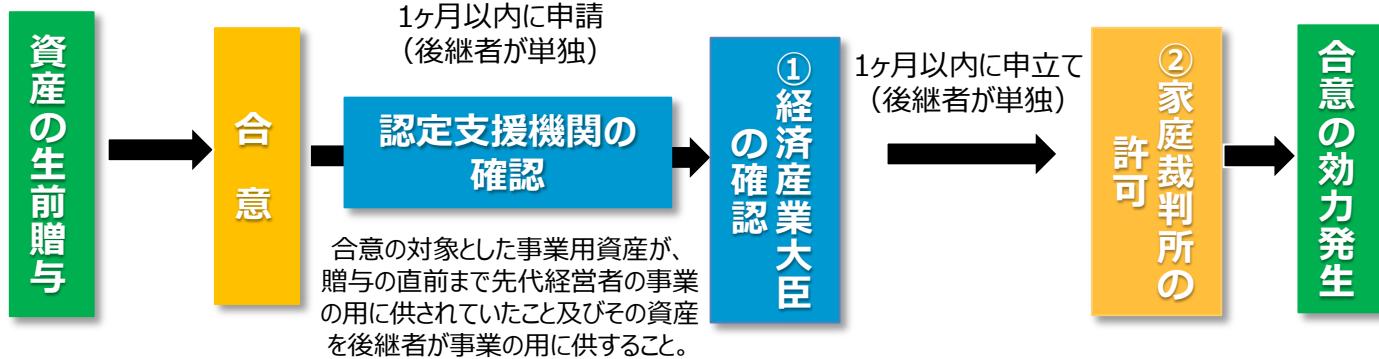
（※）管轄裁判所は、先代経営者の住所地の家庭裁判所です。

4. 手続きの流れと要件

◎会社経営者の方



◎個人事業者の方



①経済産業大臣の確認事項

- ・当該合意が経営の承継の円滑化を図るためになされたこと。
- ・申請者が後継者の要件に該当すること。
- ・合意対象の株式を除くと、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと。（会社のみ）
- ・後継者が経営者でなくなった場合などに後継者以外の者が取れる措置の定めがあること。

②家庭裁判所の許可の要件

- ・合意が当事者全員の真意によるものであること

○ 先代経営者が後継者に非上場株式・事業用資産等を贈与し、民法特例の適用を受けると同時に、非上場株式・事業用資産等に係る贈与税の納税猶予制度を利用して贈与税の納税を猶予することができます。ただし、上記の納税猶予制度の適用に必要な確認と、民法特例の確認とは別の手続きになりますので注意が必要です。

○ 上記の納税猶予制度を利用後、先代経営者に相続が発生した場合に、非上場株式・事業用資産等に係る相続税の納税猶予制度へ切替えると、贈与税の支払いが免除されると共に、相続税の納税猶予の適用を受けることが可能となります。

5. 対象資産と特例が利用可能なケース(個人事業者向け)

個人事業者が民法特例を活用する際に対象となる「事業用資産」とは、

- ① 先代経営者の事業の用に供されていた資産で、
- ② 先代経営者から自分以外の者に対する贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものをいいます。

※ 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。（ただし、下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、対象に含まれます。）

1. 対象となる資産

○工作機械

1. 宅地等

贈与の直前において贈与者（被相続人）の事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの



2. 建物

贈与の直前において贈与者（被相続人）の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの

○診療機械



3. 減価償却資産

- ・固定資産税(償却資産)が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶など）
- ・自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車
- ・その他上記に準ずるもの
(貨物運送用の一定の自動車、乳牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産)

2. 民法特例が利用可能なケース

- ・個人事業者の方が遺留分に関する民法特例を利用するためには、事業用資産の全部を贈与する必要があります。
- ・例えば、贈与の対象となる事業用資産の全部または一部が数人の共有に属する場合は、その有していた共有持分の全部を贈与する必要があります。

ケース①

先代経営者が100%所有している資産を後継者に全部贈与
→特例利用可能

先代経営者



100%所有



土地・建物

100%贈与

ケース②

先代経営者が70%所有している資産を後継者に70%贈与
→特例利用可能



70%所有



土地・建物

70%贈与

ケース③

先代経営者が100%所有している資産を後継者に70%贈与
→特例利用不可



100%所有



土地・建物

70%贈与

後継者



お問い合わせ・申請窓口

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

◆住所：〒100-8912

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

◆電話：03-3501-1511（代表）

03-3501-5803（直通）

◆中小企業庁ホームページ：

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>